

# 郵送による転出届

栗東市長様

届出人		※昼間に連絡のとれる電話番号	
氏名	署名又は記名押印	電話番号	
住所			

マイナンバーカード・住民基本台帳カードの有無		あり・なし のいずれかに○をつけてください	
転出される方のうちどなたかお一人でも有効なマイナンバーカード又は住民基本台帳カード あり・なし			
※「あり」の方は、必ず裏面「マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方へ」をお読みください			
転出予定日(転出日)	年 月 日		
旧住所	滋賀県栗東市	旧世帯主	
新住所		新世帯主	
転出される方の氏名(届出人も含め異動者全員)	性別	生年月日	
	男/女	年 月 日	
	男/女	年 月 日	
	男/女	年 月 日	
	男/女	年 月 日	
	男/女	年 月 日	

●転出手続きを郵送で行なう方法…必要書類を同封し、送付先まで郵送してください。

## 1. 必要書類

- ①郵送による転出届(上記転出届に必要な事項を記入してください)
- ②本人確認資料の写し(運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、健康保険証等のコピー)
- ③返信用封筒(新住所又は旧住所と氏名を記入し、切手を貼付したもの)  
返信を速達/書留/特定記録などで希望される場合は、追加料金分の切手も貼付してください。

※裏面「マイナンバー(個人番号)カード・住民基本台帳カードによる転出について」に該当する方は、返信用封筒は不要です。

## 2. 送付先

〒520-3088

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 栗東市役所 総合窓口課 総合窓口係 宛て

## 3. 注意事項

- ・転出証明書の送付先は、新住所か旧住所に限りますのでご了承ください。
- ・郵送での転出届は、転出されるご本人が申請してください。
- ・転出届出日は市役所で受付をした日となります。
- ・転入届は郵送ではできません。転入後14日以内に、必ず転入される市役所等へ出向いて手続きをしてください。
- ・手数料は無料です。

## マイナンバー（個人番号）カード・住民基本台帳カードをお持ちの方へ ※住民カードではありません



### ■マイナンバーカード・住民基本台帳カード（以下「マイナンバーカード等」という。）による転出について

マイナンバーカード等（有効なカード）をお持ちの場合は、転出証明書を取得せずにマイナンバーカード等による転入手続きをすることができます。ただし、転出届は必要です。

「郵送による転出届」「本人確認資料の写し」を郵送いただき、本市での手続きが完了後、マイナンバーカード等による転入手続きとなります。

本市での手続きが完了次第電話にて連絡いたしますので、昼間連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。

◎次の場合は、マイナンバーカード等による転出はできません

- ・転出される方のどなたも有効なマイナンバーカード等をお持ちでない場合
- ・マイナンバーカード等の有効期限が切れている場合
- ・転出日を14日以上さかのぼる場合

### ■マイナンバーカード等による転入について

マイナンバーカード等をお持ちの本人もしくは同一世帯の方が、転入地の窓口においてカードを提示し暗証番号を入力の上、転入手続きをします。

転入手続きができる期間は、「転出予定日から30日、転入日から14日のいずれか早い日」までとなりますので、お早めに転入届をしてください。

※転出予定日から14日以内に転入しなければ、過料に処せられる場合があります

#### ○転入手続きに必要なもの

- ・マイナンバーカード又は住民基本台帳カード（暗証番号4桁）
- ・印鑑（届出人のもの）
- ・届出人の本人確認できるもの

※手続きできる方や上記以外の持ち物について、詳しくは転入地市町村へご確認ください。

### ■マイナンバーカード等の継続利用について

転出される方の中に有効なマイナンバーカード又は住民基本台帳カードをお持ちの方は、転入地市町村において手続きを行なうと継続して利用することができます。なお、「転出予定日から30日、転入手続き後90日」以内に手続きが無いと、カードの継続利用ができなくなり廃止となりますのでご注意ください。

#### ○継続利用に必要なもの

- ・異動される同一世帯員全員のマイナンバーカード又は住民基本台帳カード（暗証番号4桁）

※手続きできる方や上記以外の持ち物について、詳しくは転入地市町村へご確認ください。

### ■公的個人認証サービスの電子証明書を利用されている方へ

住所変更されると公的個人認証サービスの署名用電子証明書（e-tax等で利用）は失効します。必要な場合は、転入地市町村へ確認してください。